

第4回山田町災害復興支援事業等検証委員会

日時：平成26年2月6日（木）10：00～

場所：盛岡市 盛岡地区合同庁舎 8階講堂B

1 開 会

(千葉商工企画室管理課長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。ただいまから第4回山田町災害復興支援事業等検証委員会を開催いたします。

なお、菊池委員におかれましては、本日業務の都合により欠席となっております。

それでは、早速協議に入らせていただきたいと思います。桐田委員長に議事進行をお願いいたします。

2 協議内容

(1) 「委員会の報告書」とりまとめ(骨子)について

(2) その他

(桐田委員長)

皆さん、おはようございます。年が明けてから今回が2回目になるところであります。年度末に向けていろいろお忙しい中、また寒さが厳しい中、ご対応いただきましてまことにありがとうございます。

報道されておりますように、NPO法人の元代表理事が業務上横領で逮捕されたということでもありますけれども、この検証委員会におきましてはこれまでの協議の積み重ねを踏まえて報告書の取りまとめを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、昨日の新聞において、私が県の責任を否定したと明言したような記事があったと思っておりますけれども、代表理事が逮捕された事案というのが、山田町とNPO法人との委託事業の間で発生したことだというふうな認識を述べたところでありました。この検証委員会で県の対応が適正であったかどうかという課題を今検証しているところでありますので、その途中において私が結論を先走って述べたというような発言はしておりませんので、念のため申し上げたいと思います。

それでは、本日予定しております協議内容の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

前回の会議におきましては、検証すべき課題ごとに物差しになりそうなものを示して、実際に行った県の対応についてご説明させていただいたところでした。委員の皆様方から県の対応についての意見をいろいろいただいたと思っております。本日は、これまでの議論をもとにいたしまして、報告書の骨子案を作成いたしました。その骨子案を説明する前に、これまでの議論の中で、県、山田町、NPOの3者の役割とか責任について整理すべきだというお話もありましたので、本日の議論の参考になるかと思っておりますので、その資料を用意しましたので、事務局から説明をさせたいと思います。お願いします。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

それでは、資料ナンバー4-2と一緒に配付しております資料ナンバー4-2要約でもって説明させていただきます。

今委員長から話がありましたとおり、県、町、事業受託者であるNPOの3者について、法令や要領、契約に規定された役割と責任について説明するものであります。

資料ナンバー4-2で説明するところですが、便宜、スタイルを少し変更しました要約の資料により説明をさせていただきます。資料ナンバー4-2の要約と書いた資料でございます。

まず、1ページ、左上でございますが、要領第2で、事業主体は県とし、この列の一番下、第10で町が事業を実施する場合、県は要領第5の条件を付して事業を実施させ、補助金を交付することとなっております。この規定を受け、真ん中の列になりますが、県の補助金交付要領及び県と町の補助金交付契約書の中で、国の要領第5を町が事業を行う場合の条件とし、さらに町とNPOの契約により、一番右側の列ですけれども、町とNPOの契約により同じ内容をNPOに義務づけているという関係になっております。

この要領で定められている内容につきましては、この1ページにあります第5の内容のほかにも、2ページになりますけれども、2ページ、上段ですが、事業費に占める人件費の割合でありますとか、財産取得の制限について県の要領や契約に盛り込み、町に同じ内容を義務づけているものであります。

次に、県から町への補助金交付においてなすべきことについてであります。2ページ中ほど以降の補助金交付要領に契約締結までの内容が、3ページの補助金交付契約書に事業実施から完了確認までの内容を規定しております。

最後に、補助金適正化法、3ページ、下側ですけれども、補助金適正化法におきまして、補助事業者である県、間接補助事業者である町の責務及び事業の遂行について規定され、ページをめくっていただきまして4ページの最後になりますが、第24条で不当干渉の防止として、県は間接補助事業者である町に必要以上に干渉してはならないということも規定されております。

なお、4ページ上段の補助事業遂行の命令の規定と解説第13条のところでございますけれども、この項目であります。県、町、NPOの間にもこの開設と同じ関係がございます。この規定自体は、国と県の間を記載したものでありますけれども、今回の事案で見ますと、県、町、NPOの間にもこの解説と同じような関係がございます。県は、補助金を交付した町への指導を行うことはできますが、町の契約相手であるNPOに対しては町に対してNPOの適正な事業遂行の指導、監督を求めることとせざるを得ないこと、それでなお事業遂行が図られない場合には、町に対する補助を取り消すことで、最終的に補助関係を消滅させることとせざるを得ないということでございます。

資料についての説明は以上です。

(桐田委員長)

今の資料の4-2と要約ということで、要約に基づいて説明があったわけですからけれど

も、この4-2についての質問あるいはご意見などありましたらお願いいたします。

田口先生、何かありますでしょうか。

(田口委員)

今のところはないので、議論を進める上で質問がありましたらお尋ねしたいと思いません。

(桐田委員長)

骨子をまとめる参考にしていただければと思いますので、次の骨子案についてご説明をしながら、今の資料の関係についてもご質問、ご意見を受けたいと思います。

それでは、資料ナンバー4-1の報告書の骨子、骨組みの案ということで、私から概要を説明してまいります。1/11ページというところから要点を説明してまいります。

今回お示ししますのは、報告書の項目、いわゆる目次のようなものですが、その項目と項目ごとの記述内容のポイントについてご提示をしておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

項目は、I番からVI番までの6項目としてはいかがかと。そして、項目ごとの記述内容の要点についてはこのようなものではないかというのが資料ナンバー4-1の1ページの部分であります。

I番、II番、III番は、検証委員会の設置と事案の概要と検証する課題の整理でありまして、右側の記述内容の要点に書いてありますように、これは事実やデータを抜粋して記述するというように考えております。

次のIV番の補助事業者としての県の対応の検証であります。この部分はさらに細目にわたって後ほどご説明いたします。この委員会において確認した事実と、それらに対する意見を整理して記述してはどうかということになります。

次のV番目の緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方ではありますが、それらについては制度の面と運用の面という議論がございましたので、県の取り組みの考え方、具体的な取り組み、今後整備すべき仕組みなどについてのこれまでの意見を整理して記述してはどうかと考えております。

VI番目の総括ではありますが、今述べましたI番からV番のものをまとめて概要を説明して、委員会の活動成果という意味合いのまとめとして、委員会の総意をわかりやすく記述してはいかがかと考えております。

それから、巻末には資料編ということで、委員会の資料など必要なものを抜粋して掲載してはいかがかと考えております。

続いて、2ページをお開き願います。2ページは、先ほど言いました検証委員会の設置についてのデータ、活動の経緯など事実を整理してはいかがかと考えております。

それから、次の3ページのII番の事案の概要については、山田町の事業について、23年度の分と24年度の分の結果について記述してございますが、2個目の四角のところ、抽出して読み上げますが、23年6月、事業費1,500万円で始まった委託事業

はというのは、次の3行飛んだ4行目の末に、同12月に雇用していた従業員全員を解雇した。それから次は、24年度事業に係る町及び県の完了検査の結果、3行ぐらい飛んで、補助金支出済額4億3,000万円のうち1億6,700万円余を補助対象外と確定し町に通知したというような経緯について概要を述べております。

それから、次の4ページがⅢ番目の検証する課題の整理ということで、第1回委員会におきまして5項目のたたき台を示し、了承されたということで、1番から5番目で、それぞれ検証の視点としては県の〇〇は適正であったかというような視点であったと思っております。

ここまでは検証委員会で確認した項目をデータとして記述してはいかがかということでもあります。

次のⅣ番からが検証委員会としての成果だと思いますが、Ⅳ番目が補助事業者としての県の対応の検証ということで、5ページから1番目の検証項目に沿ってそれぞれ記述してございます。表の左側には委員会において確認した事実と、右側には委員会における委員の意見の主なポイントとなるものを記述して、このような趣旨の文章表現を整理してはいかがかというのがこの資料の意味でございます。それらが5ページから9ページまでついております。後ほど戻りたいと思いますが、恐れ入りますが、全体像をご説明したいので10ページにお進み願います。

Ⅴ番目、緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方ということで、これについても今述べました県の検証と同様に重要なポイントだということで、さまざまご意見をいただいているところであります。

そして、11ページが先ほど申し上げました主にⅣ番とⅤ番の委員会での議論を踏まえた総括ということで、まとめという形で整理をしているところでございます。

というのが大まかな考え方で、資料は事実関係と意見、それから制度面と運用面というような形で記述しております。

それでは、要点を説明いたしますので、もう一度5ページにお戻りいただきたいと思っております。10分程度で要点のみをご説明して、その後ご意見をいただきたいと思っております。

5ページが1番の23年度補助事業計画の審査ということであります。左側の委員会において確認した事実ということで、最初の白丸は、県は国の実施要領等で定める事業要件に合致しているか否かという視点で市町村の事業計画書を審査していた。

それから、次の丸は、市町村が事業を委託している場合は、今回の事案でありますけれども、事業の実施に当たっては市町村自身においても違法性や補助事業としての適格性は確保して進めていることを想定して、それを前提に県としての事務を行っていたと。

次の丸は、審査の判断基準は、事業費については人件費率が2分の1以上であることなど、事業内容の裁量性が高いため、人件費以外の経費については細部の内容を説明する資料を求めてはいなかった。

次の丸は、年度途中の事業計画の変更の審査も同様であった。

次の丸は、北海道及び東北5県の事務処理の状況を調査した結果、岩手県と同様に事業計画の審査は事業要件を満たしていることの確認を中心に、それから事業費は計画書

記載の範囲内で審査を行っていたと。

そのような確認をしてきたかと思いますが、次の右側の委員会における委員の意見として、さまざまな意見がたくさんありましたが、それらのポイントとなるものではないかということで、幾つか述べております。最初の四角は、県の取り組みは他県の取り組みと比べても一般的な審査体制にはあったと。

次の四角は、他県の例を参考に改善できることは改善していく視点が必要だと。

それから、次の四角は、事業費の支出内容の妥当性については、補助要件に合致する、しないというだけではなくて、合致しない可能性がありそうな場合、それ以外は必要性の有無にまで深く立ち入ることはしていなかったもので、疑義がある場合は個別に確認する必要があるのではないかというご意見があったと思います。

次の6ページは、進捗管理であります。左側の委員会において確認した事実ですけれども、最初の丸は、県は補助金交付契約書に基づき、9月末における事業全体の遂行状況について一覧表形式で報告を受けて、計画とのずれがないかを確認する進捗管理を行っていた。

次の丸は、県は通常は個別事業の実施状況に直接関与することはないが、当該事業については多数の雇用を創出する事業であること、事業規模が大きいことから、例外的に県の担当者が町のみならず受託者であるNPO法人へも直接助言を行った。

次の丸は、補助金を受けて委託事業を行う場合の委託先に対する指導権限は、補助金を交付する県にはなく、発注者である町にある。

次の丸は、他県調査では、年度途中で市町村に対する検査を行っているのは福島県と岩手県のみであった。

そういったことなどを踏まえながら、右側の委員の意見の要約ですが、県は他県の取り組みと比べても一般的なチェック体制がとられていた。

次の四角は、この事業については、23年12月と24年3月という、通常行わないことを実施していたが、本来NPO法人に対して助言すべきは町の役割で、県も共通認識を持ってNPOに助言すること自体は否定されるべきではないが、その際も必ず町を通すか、3者同席で行うべきであったと。

次の四角は、県の役割としては、町やNPO法人に指摘をただけにとどまるのではなく、事業主体である町が事業受託者であるNPO法人がきちんと実行しているかどうかの確認を行っているかまで、もう一步踏み込んで確認するとよかったのではないかとご意見がありました。

次の7ページの完了確認においては、左側の最初の丸ですが、県は完了検査チェックシートにより書類の提出を求め、人件費については契約書、賃金台帳などにより支払い事実と金額を確認し、人件費以外は領収書等と突合して確認した。

次の丸、支出に関する書類間の整合性確認や支払い相手に対する調査まではしていない。

次の丸は、検査時に市町村に提出を求めチェックする書類は、4道県と同じであり、より簡易な内容としては2県あったと。

次の丸で、当該事業は5億円を超える事業で、会計検査院検査も予想されるとの認識で、23年12月と3月に指導はしたが、完了検査は通常の日程と人員で行った。

委員の意見としては、一般的な平時のルールへの運用としては、今回の検査の方法で妥当だったとして、いろいろな兆候があったので、その一般的な平時のままのルールを貫き通しただけでよかったのかという疑問がある。

次の四角では、福島県さんは、事業費が多額の場合は抽出して中間検査を行っているという事例があると。

次の四角で、県は一般的な対応とは別の十分な注意に基づく踏み込んだ対応をするべきだったという意見です。

次の8ページの御蔵の湯でありますけれども、委員会において確認した事実として、最初の丸で、県は御蔵の湯が実際に整備されている状況を平成23年11月に把握した。

次の丸で、12月の開所式の際、県は鉄骨等リースで約2,000万円、人件費及び光熱水費は緊急雇用創出事業費対応だと町から説明を受けていた。

次の丸で、県は23年度事業の完了検査の精査で、材料費が建築工事に該当するのではないかと担当が疑義を持ち、組織内で検討を行った。

次の丸で、検討の過程で町に照会したところ、リース物件であること、将来解体し返却するものであることという回答を受け、県は補助事業対象として認めたと。

それらに対する委員会における委員の意見としては、最初の四角で、御蔵の湯の事業費の材料費とリース料の合計額というのは明らかに高額であると思う。そのことについて気づけたのではないか。少なくとも不適切性があらわれていると思う。

次の四角で、県と町は、それぞれが有する情報を共有しながら疑念や不安について相談して、それぞれの責任と役割を整理して取り組む必要があった。

そして、9ページの5番目の24年度補助事業の計画の審査についてであります。左側の最初の丸で、県は24年度事業について23年12月から計画策定作業を開始し、24年1月に市町村から報告を受け、事業要件に関する内容をチェックして、問題なしと判断して、3月23日に内定を通知したと。

次の丸で、その24年計画申請の審査では、23年度事業遂行状況を理由とした事業中止は検討していなかった。

右側の委員会の意見ですけれども、最初の四角で、一般的な平時のルールへの運用としては、今回の審査の方法で妥当だったとして、いろいろな兆候があったので、その一般的な平時のままのルールを貫き通しただけでよかったのかという疑問がある。

次の四角で、当該年度の完了確認をしている過程において、業務遂行に懸念がある事業者に係る翌年度の計画審査を行う場合の仕組みを考える必要がある。

次の四角で、県と町はそれぞれが有する情報を共有しながら疑念や不安について相談して、それぞれの責任と役割を整理して取り組む必要があるということでもあります。

それから、10ページのV番目の適切な執行管理のあり方でもあります。左側に制度というふうに区分した記述ですが、最初の四角で、今回の事案を一般的に起こり得るケースとしたとしても、市町村やNPO法人に過度な負担をかけることは、補助金適正化法の

過剰介入や責任の曖昧化につながるので、避けるべきである。

次の四角では、制度面では県、町、NPO法人、いわゆる受託者の役割、責任を明確にしなが、情報伝達と情報共有の明確な仕組みも整備することが必要である。

運用ということで右側に整理しましたが、最初の四角で、県は補助事業者として補助事業へのかかわり方を見直す必要がある。

次の四角で、事業費が多額であったことから、県は本来の事務処理にはない指導を行ったが、町が主体的にNPO法人を指導する仕組みがあれば、NPO法人が事業を休止する前に対応できた可能性がある。

次の四角で、県は補助事業者として、市町村から要請を受けて市町村の調査を強化できるように支援する方法や、市町村と受託者とのコミュニケーション強化による問題発生の防止という方法もある。

次の四角で、市町村が事業実施に関し責任を持って解決するという主体性と、県が同じ立場に立って助言するなどの情報共有を密にすることが大切である。

次の四角で、県、市町村、事業受託者の3者がお互いに相談や情報共有を行うことで、単なる縦割りではない生きた役割と責任となる。

ここまでが個々の検証、あるいは今後の執行管理のあり方に関する個別の記述であります。それらを次の11ページの総括という形で整理した、内容としてはこういった方向性はいかがかというものであります。制度というふうな区分けをしております左で、事業計画の審査、進捗管理及び完了確認について、県は国の実施要領などに従って手続を行ったことは、北海道・東北5県の手続と比べても同様あるいはより細かな審査を行っていることから、通常の手続の視点では適正であったと考えられる。

次の四角で、緊急雇用創出事業を実施して、当時の山田町の人々の暮らしや生活の維持改善を最優先事項として、県や町が判断したことは正しい判断だった。

次の四角で、今後の対応策の検討に当たっては、市町村や受託者に過度な負担をかけることは避けるべきであり、県と市町村の責任を明確にする意味からも、県が過剰に関与することは適当ではない。

次の四角で、補助事業者である県は、市町村に制度の正確な理解を啓発し、市町村は事業の執行状況を管理し、事業受託者は適切な事業遂行する関係の中で、3者が情報共有しながらそれぞれの責任と役割を確実に発揮するべきである。

右側の運用という面では、最初の四角で、町が事業委託したNPO法人のずさんな管理、運営に対して指導、チェックできる機会があったが、その機会を生かすことができなかった。

次の四角で、県は町及びNPO法人に対し事業運営に関する指導を行っており、一般的には行わない特別の対応を行っていることを考えると、完了検査や次年度の事業計画の審査において、通常のルールに基づく対応とは異なる対応が必要である。

次の四角で、県は指導に従い改善が行われるはずであるという一般的な前提に立った処理ではなく、十分な注意を払った指導、審査、完了確認等を行う必要があった。

次の四角で、県は今後の適切な執行管理のため、現行のルールを基本としなが、市

町村が確認すべき事項を明確にした上で県の審査を行うこと、特に注意すべきケースを抽出し対応する仕組みをつくっていくことが必要である。

次の四角で、県職員及び市町村職員は、行政のプロフェッショナルとしての感覚、意識を持ち、目の前の現象にどのように対応すべきか考えることが必要である。

次の四角で、また、組織の中の一員としての意見を確実に発言し、事業目的の実現に努めることが必要である。

というような記述の考え方ではいかがかというご提案でございますので、これらについて委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、お手元に配っております資料4-3の意味をご説明いたしますけれども、資料4-3はこれまでの委員会の中で事業の概要について説明してきた資料を一括して見やすくしたということでありますので、先ほどの4-2の3者の役割と責任を一覧で表にしたものと同様に、4-3もこれまでの資料を整理して、最終的な報告書の議論に当たって参考になるのではないかとということで添付したものでございます。

それでは、時間をちょっと超えてしまいましたけれども、これから設定した時間までの間にご意見を伺って、報告書の方向性について整理をしていきたいと思っております。

まず、資料ナンバー4-1の1ページから4ページまでの部分について、データの記述ということでご提案申し上げましたけれども、この部分について何か疑問とか、あるいはこうしたほうがいいのではないかとというご提案があれば先にご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、5ページから11ページまで、時間配分が難しいので、全体的な流れもありますので一括してご意見を伺いたいと思っておりますが、その方向で、やり方でよろしいでしょうか。

それでは、どの部分でも、お気づきの点からで構いませんので、疑問とか、こうしたほうがいいのではないかとという意見があれば伺いたいと思っております。

田口委員。

(田口委員)

全体像は後からお伺いするとして、例えば11ページの真ん中あたりの右側のほうですけども、仕組みをつくるという表現があったと思いますが、この仕組みというのは、具体的にはどういうことを想定されているのでしょうか。

(桐田委員長)

1つには……

(田口委員)

例えば特に注意すべきケースを抽出し対応する仕組みをつくっていくというような表現がされています。

(桐田委員長)

今そこをご説明しようと思って探していたのですけれども、そのような考え方の表現であります。あと、具体的には、委員の皆様方から、この仕組みをつくっていくことが必要だということをまとめることについてご了解いただければ、その仕組みについてもご意見を伺うということでもあります。

(田口委員)

ちょっと確認ですが、これは制度としてつくっていくという方向なのか、それとも運用面で仕組みをつくっていくという、これは運用面のところに入っているのか運用なのかと思ったのですが、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

(桐田委員長)

緊急雇用事業の面で、今のご質問にお願いいたします。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

制度になるのか、運用としての扱いになるのかは明確ではありませんが、例えばでお話をすれば、福島県の間接検査の事例でありましたように、抽出すべきものを、対象事業をはっきり基準をつくるということです。今回の事案でも、いろいろ気づかなかったのかとか、そういう話が多々出てまいります。そうなると、個人のそれぞれの判断に依存してしまうこととなりますので、そうではなくて、システムとしてある一定条件に該当するものは機械的にそういった細かい検査の対象にするという意味です。

(田口委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(桐田委員長)

田口委員さんはそのほかに何かよろしいですか。

(田口委員)

私としては、事前に資料をいただいたので、こういう方向でまとめていただければ、検証委員会としては十分機能を果たしたのだと思っております。何点か意見を言わせていただくと、雇用創出事業の目的として、山田町の人々の生活とか暮らしを最優先にして考えたという点は、適切な事業だったと思っております。通常のケース、通常の場合であればこういう審査体制、あるいはこういう事業内容でよかったのだと思うのですが、少し通常のケースではないというときに、対応できる体制というものができていない部分があった。つまり一歩を踏み出すとか、あるいは調整するというふうな部分が、少し欠けていた部分があったと考えています。

(桐田委員長)

小原委員。

(小原委員)

今の田口委員が発言いたしました非常時と平常時の対応という部分についてのお話については、私もそのとおりだというふうに思います。

それから、私がちょっと気にしているのは、例えば人件費比率が2分の1以上であればというような基準、いわゆる合規性のみのチェックというようなことで、例えば会検や行政監査における事業の有効性であるとか、効率性等についてのチェックがちょっと希薄だったなというようなところがあると思いますので、国とか県で定める何分の1以上とかという、こういう基準というか、要件というのは、事業の目的であるとか、趣旨に沿うような、可能な限り人件費の比率を高めて、より効果的、効率的な業務推進に努めるべきだと考えますので、やはりそういうような点。ともすれば、平常時であろうが、非常時であろうが、この最低基準を満たしていればいいのだという、陥りやすいような盲点があると思いますので、そうではなくて、あくまでもこれは最低基準なのだ、と、原資となる国民の税金を使って事業をやっていく以上、やはり効率性というところを常に頭の中に置いて、より効率的にその事業をやっていかなければならないのだという、そこら辺を少しきちっと整理しなければならないなと思います。

(桐田委員長)

きょうご欠席ですけれども、菊池委員からも事業費の妥当性、その審査についていろいろご意見を伺ってはいましたので、そこを、国がつくった制度でありますので、どこまで県や町がということはあろうかとは思っています。そういったところ、先ほど中間検査、抽出調査ということを経済局としてシステム化することも考えていると話があったと思いますけれども、事業の当初と中間と最後の完了という、今回検証の事項として挙げている、いわゆる時間的なタイミングのところを何をしていくかというのはいろいろ議論があるかと思えます。ちょっと事務局も答えづらい部分だと思いますので、一応課題として受けとめて、文章化するに当たってもうちょっと考えていきたいと思えます。

その他の委員の皆様、いかがでしょうか。西出委員さんはよろしいでしょうか。ご発言お願いしてよろしいでしょうか。

(西出委員)

今のところは、各委員の方がおっしゃっていたことをこちらのほうに盛り込んでいるということなので特にはございませぬ。ただ、今後の報告書を書くに当たって1つ、前にもちょっと申し上げたのですけれども、町としての意見といいますが、どう考えているのかというところを何らかの形で表記できないものかなという気はしないでもありません。要はこちら側の委員というのはかなり、外部で私たち2人入っていますが、県の人間としての構成が色濃いですよね。そこでこういう報告書をつくりますよとなる

と、適切、不適切な相手方との関係性において、その対象となる山田町の話になりますが、そちらの視点から見ても、別にそう不適切ではなかったのか、いやいや、とてつもなく不適切……とてつもなくという言い方おかしいですけども、適切でなかったのではないのかみたいところで何らかの発信が、発信といいますか、何らかの意見があれば、より報告書自体の確からしさというのは出てくるのかなというふうには思います。

(桐田委員長)

ご意見もとてもだと思われま。今回骨子としてお示ししましたのは、検証の対象が、冒頭から申し上げておりますように、県が対応したことについてということでありましたので、県が行ったことという言い回しで議論してきたと思っております。もちろん町とかNPOが県の対象の相手先でありますので、その人たちのことについても触れられている部分は当然出てくると思いますし、そのような記述も見えます。最終的に山田町という、いわゆる法人に県が検証委員会としてまとめたことについて何かご意見ありますかと聞くと、向こうは向こうの手續がきっとかなりあると思うので、こちらもぜひ添え書きをお願いしますというようなことを言うと、それなりに向こう側の対応を待つことになるのではないかなとちょっと思いましたので、どういう形で山田町さんの視点を県の検証委員会に取り入れるかというのはちょっと工夫が必要なのだろうなと一瞬思ったところですが、その辺は成果品がイメージとして考えられますでしょうか。

(西出委員)

今おっしゃられたように、公式の見解みたいな話になると、またかなり手續上複雑になるということは間違いありません。したがって、1度現場に行っているという事実はあるので、その中での感触みたいな形を、誰が何を言ったとかそういうようなことではなくて、向こう側さんのポジショニングとしてはこちらの、こちらというのは県ですが、県の一連の行っていた動きというものに対して、いわゆる否定的であったか、肯定的であったか、そのぐらいの形でも間接的ながら委員会として行ったその所見みたいな形で触れる手はあるのかなと。直接的に町の誰かがどうのこうのという話は余り適切ではないともちろん思うので、委員会として現場に行きました、意見交換をしました、そのときの所見みたいな形で、何らかの情報をこちらに披瀝したらどうかなと思います。やり方いろいろあると思います。

(桐田委員長)

わかりました。ちょっとアイデアを考えますので、後ほどお考えをお聞きしていきたいと思います。

岩淵委員さん、何かご意見ありますでしょうか。

(岩淵委員)

中身でもいいですか。

(桐田委員長)

はい、もちろん。

(岩淵委員)

確認したいのですが、8ページ、御蔵の湯のところですけども、御蔵の湯のところの委員会において確認した事実の一番最初なのですが、御蔵の湯が実際に整備されている状況を平成23年11月に把握したというところの意味なのですが、御蔵の湯が事業計画にのったのは23年8月の変更契約だと思うのですが、ここで把握したという表現は、まさに実際に整備されている状況を把握したという意味なのか、御蔵の湯を整備することについては変更契約の8月の際に把握したという意味なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

(桐田委員長)

お願いします。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

今おっしゃるとおり、事業計画書では8月にリース費として公衆浴場という記載がありますけれども、この文書に書いておられますとおり、実際に整備されている状況、具体の形として、規模感でありますとか、整備手法であるとか、そういった形で把握したという意味で11月としました。これは、1回目の資料の補足で出した御蔵の湯整備に関する経緯の中で、写真等も添付しておりましたけれども、そういった形で11月に具体的な整備状況を把握したというふうに書いておりました。

(岩淵委員)

お伺いした意図は、変更契約の時点でそういう浴場を整備するということはわかっていたという前提でないと、事業計画の変更の審査の中で、結局どういう変更があるのかというのをわからないまま変更を認めていたということではないという意味では、そういう8月の時点で把握していたとなるべきなので、何かその辺はつきりしないと、ちょっとこの辺が後になると県の審査の過程も、変更契約とかをきちんと内容を把握、変更内容を把握していたかというあたりにかかわってくると思ったので確認しました。なので、そういう表記に最後なっていけばよろしいかと思いました。

あと、まとめるときの枠組みですが、最終的にもこういう2つの行での報告書になるようなイメージですか。

(桐田委員長)

そこはどうしようかなと、ちょっと。今回論点をわかりやすくする手法として工夫したということで、文章の仕上がりとしてこれで、必ずこうしなければならないのではな

いかというところまでは確信を持っておりませんでした。

(岩渕委員)

検証委員会ですので、その検証の結果として、委員間の総意が得られる範囲で、そういう結論的なところを記述していかないと何となく検証報告という形にならないで、委員の意見の羅列で終わるような形は避けたほうがいいのかなという印象を持っていました。

以上です。

(桐田委員長)

今岩渕委員からおっしゃられた話は、今後の報告書の作成に当たっては重要なポイントであろうと思います。こういう意見があったというふうに会議録的な記述ではなく、検証の結果は何々であったみたいな記述のほうがより明確であろうというご意見だったと思います。例えばそういう趣旨で改めて文章化していった場合とまたちょっと違った発信内容になってくる場合もありますので、そのときはまた委員さんの確認を受けて整理していきたいと思います。

五月女委員さんはいかがですか。

(五月女委員)

まとめ方の点ですけれども、5ページの委員の意見のところ、委員さんの意見として一般的な審査体制にあったというような記述がありますけれども、最後にまとめるときに、例えば一般的な審査体制にあったと判断した背景となる資料などはきちんとわかりやすくまとめていただいて、なぜ委員がこういう意見を言ったのかというその判断材料もあわせて示していただいたほうがいいのかなというのが1点。

最後の11ページ、総括をまとめる際に、田口委員さんもおっしゃっていましたが、具体的に今後の仕組みをつくっていくことなど、改善点をまとめる際には、より具体的な案があるのであれば、それもできるだけ詳しく盛り込んだほうがいいのではないかと思います。

(桐田委員長)

今五月女委員さんの委員の意見として今書かれている部分について、どういう、事実とか検証した過程のこの部分をもとにこういった意見が出てきたという、そういうデータというか、根拠として示すということによろしいでしょうか。

(五月女委員)

その見せ方はいろいろ案があると思いますけれども、巻末に資料をつけるのか、それとも最初にこういうデータを示してから意見をまとめるのかなど、いろいろやり方があると思いますが、一般的にこれを見た人がわかりやすいようにまとめていただいたほ

うがよいと思います。

(桐田委員長)

田口委員。

(田口委員)

言葉の問題なのですけれども、一般的なという表現が何カ所かされていますが、誤解を受ける表現だと思います。実際には岩手県の行為としては「通常の」というほうが実態に近いのかなと思っています。

(桐田委員長)

今田口委員さんから用語の問題としてキーワードのご指摘があったのですけれども、今回骨子として示した言葉遣いの中で、そういった委員の皆さんが考えていらっしゃる重要な言葉とか、検証委員会として県民に発信していくに当たって、こういう言葉を使ったほうがより理解が進むのではないかというような、そういう何か要望などがございましたらご指摘をいただければ助かりますが、いかがでしょうか。

田口委員。

(田口委員)

前回の検証委員会でも出た意見なのですが、岩手県としての役割の明確化と責任の明確化という、これが一つの私としてはキーワードかなと思っています。役割と責任というのは一体化したものですので、そういう表現をどこかで入れていただきたいと思っています。

(桐田委員長)

今田口委員さんから県の役割と責任という言葉がありましたけれども、現状において県の役割と責任というのを、お示した骨子案の中にどういうふうに記述するかというのは明確にはしておりませんでしたけれども、きょう冒頭にご説明しました4-2要約という資料が県のみならず今回の事案の関係者がよって立つ規範というか、制度に基づくいろんな記述をしてありますが、こういうようなものを材料にしながら、「岩手県の役割と責任は〇〇であった」と、「通常の」とつけるかどうかですけれども、そのような整理の仕方でよろしいでしょうか。

(田口委員)

そうですね。検討すべき5項目があったのですが、全体を通して重要なキーワードというのは役割と責任の明確化ということが、もう山田町に補助金を交付したのだから、あとは山田町の責任ですよ。山田町もNPO法人に委託契約したのだから、NPOの責任ですよというようなことではなく、一步踏み出した部分の運用面での重要性とい

うのがあれば、三者がそれぞれ機能したのではないかなと思います。

(桐田委員長)

今後の報告書の文章化に当たって、委員の皆様からこういった視点での記述、あるいはこういった言葉をはっきり使うべきだというような意見がありましたら再度お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

岩淵委員。

(岩淵委員)

文言ではないのですが、さっきまとめてしゃべればよかったかもしれません。7ページのほうに行って、23年度の補助事業の完了確認のところで、ここに書いていないことなのですが……書いてあるか。済みません。平時のルールの利用としては今回の検査の方法で妥当だったというような表現、ここもありますけれども、ここで私ちょっと気になるのが、最終的に23年度の事業についても再精査を行って、補助対象外にしているものがあると思います。御蔵の湯以外の部分、旅費とかその他の部分もありました。それというのは、23年度の1回目の完了確認のときには、それを適正とみなして1回補助金を交付して、その後多分再精査をして、これは補助対象外になるという判断を下したのだという認識を私はしていました、23年度分については。24年度分は途中なので交付していないと思いますが。23年度の補助事業で一部、リースとかであればそのリースの実態がなかったとかというので、後で確認して対象外にしたというのはわかるのですが、旅費とかその他の部分でも出てきているのですけれども、後で再精査して補助対象外にしたというあたりが23年度補助事業の完了確認が十分でなかったというような、十分でなかったから再精査したことによってわかったというような形にならないかどうかというのも気になっているのですが、その辺の認識をちょっと確認したいと思うのですけれども。

(桐田委員長)

お願いします。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

左側の2つ目に書いていますが、支出に関する書類間の整合性確認や支払い相手に対する調査まではしていない。前段のほうの旅費に関する内容だと考えていますけれども、宿泊施設の、いわゆるホテルでありますとか、そういう宿泊施設の領収書で当初の完了確認はチェックされておりました。確かにその額が支出されているという確認をしておりました。再精査では、それに関する復命書でありますとか、復命書に記載された人数と宿泊の人数の突合を行った結果、そこに不整合があるので、確認できない部分は皆対象外とするということ、あるいはそれは宿泊施設のほかに高速料金とかバスリース代とかさまざまあります。なので、正直申しまして、毎年度、毎年度の通常の事業の完

了検査で、そこまで検査するのは非常に難しい、時間的な制約の中でそこまで検査するのは現実的には非常に難しいと考えております。それは、次の支払い相手に対する調査もそうなのですが、これは先ほどお話のあったリース会社に関する件ですが、どうもさまざまところで実態にないリース契約書を作成している疑いがあるという前提のもとで調査して、口座に記載された経費の支払い相手まで調査をしたりした結果、リース契約は幹部のものだという判断をしております。それらを含めて、なかなか通常の検査の中で全てそこまでやるというのは難しい。ですから、言いたいのは、決して当初の完了検査が適当に行われたという性格のものではなかったというふうに我々は考えております。

(桐田委員長)

今の岩淵委員と事務局とのやりとりについての考えなのですが、今事務局が言った支出に関する書類間の整合性確認や支払い相手に対する調査まではしていないという、していなかったという話がありましたけれども、そのしなかったことが不十分だったというか、あるいは先ほど田口委員からお話ありましたように、通常の完了確認ではしていなかったというふうを書くということだと、どちらにするかということだと思いますし、再精査したというのは通常の完了検査ではしていなかったことを〇〇の理由、背景があったので、行わざるを得なかったとか、あるいは行ったというような、そういう記述になるのかなとは、今やりとりお伺いして思ったということです。どのような報告書の記述にしたらよろしいでしょうか。

(岩淵委員)

難しいのですが、発言の趣旨は、平時の運用として妥当だったというときに、その辺もポイントになると思いましたので、そこが今説明あったような特殊性とか、そういうものがあつたのであれば、通常の完了確認とかではその辺まではわからないものだというあたりをはっきりさせるような、それを含むような表現にここはなればいいと思うのですが、それも後で見ながらまた考えたいと思います。

(桐田委員長)

そのほか、何か気づいた点などございますでしょうか。

骨子として示した書いてある記述がそのまま報告書には、コピーするような部分もあるのかもしれませんが、こういう趣旨を踏まえて表現していくための論理的な記述があると思いますので、そういった何々だから何々というような、そういった書きぶりについてご意見があれば、事務局で文章を書く際の参考になるかと思いますが、そういった点で何かお気づきの点はございませんでしょうか。

田口委員。

(田口委員)

個別で申しわけないのですが、11ページの総括のところの運用の下2つは、多分私が前回発言した内容だと思いますが、これは心構えを申し上げたので、これが今回の検証の大事な部分ということではないので、発言者としてこの部分は成案としては削除の方向でお願いしたいと思います。

(桐田委員長)

例えばこういった趣旨を検証という言葉に置きかえたときに、具体的な記述があれば後ほどご提案として承りたいと思いますので、何かありましたら後で。

(田口委員)

先ほど申し上げましたとおり、岩手県としての役割・権限と責任ということで十分反映している内容だと思っていますので、それでよろしいと思います。

(桐田委員長)

ありがとうございます。

西出委員さんは、何か指摘するような部分というのはございますでしょうか。

(西出委員)

あえて申し上げると、事実関係のことを詳細に報告書の中で触れていく必要があるのかなと。何を申し上げたいかという、やはり進行管理のところでも多分不適切云々イコールもっと早く気づくべきではなかったのかということに対する記述というものがかなり重要になってくると思うのです。ですから、その辺が事実としてしっかり書いていけば、当然そこは論理的記述として、ああ、不十分だったなという話も出るし、十分だったなという話が出るし、その辺の判断材料としてそのような詳細な記述ですよ、特に今申し上げた、もっと早く気づくべきではなかったのか云々等々に関してですけれども、というのが必要かなというふうに思います。いかんせん厳しくチェックすればするほど、当然そういうのが早く見つかるのは当たり前の話なので、チェックを厳しくすること自体、僕はいいとは思っていないのです。したがって、やはり厳しくすればするほど事業の進行もおくれるし、過度な書類の提出をこの案件にかかわらず今後多くの関係の市町村やNPOに求めること自体が少し心苦しいといいますか、この案件があるがゆえにそうなるというのはちょっと心苦しいところがある。したがって、厳しくすればいいというわけではないけれども、やはりそれには程度があるだろうと。全くしないということがいいというわけではないと思う。そういうところを判断する上でも、事実関係を詳細に披瀝していくことは重要ではないかなと思います。

(桐田委員長)

今のお話でちょっと気づいたというか、考えた部分ですけれども、例えば先ほど岩淵委員と事務局のやりとりあった、23年度の完了確認のときにはホテルの領収書見て、確

かに出張に行ったのだなど、旅費はこの程度支出したのだなどという、そういった事実があった後、本当にそうやっているのかどうか疑念を持たなければならない状況が出てきたので、その後復命書とか突き合わせたらちょっと不明だったので、説明もきちんとなされないので、事業対象外にしましたというようなことが一応事実としてあるわけです。その途中でもっと早く気づくべきではなかったかという論点に対する事実というのは、今の通常の作業では途中の進捗管理を町に対してやって確認するということはしていなかったとか、そういうことなのかなと今ちょっと思いついたところです。そのような書きぶりというイメージを持ってよろしかったでしょうか。

(西出委員)

していなかったという表現というよりも、何か実際にしたことを書いていった結果として、もっと早目にこうすべきではなかったのかどうかという議論は出てくるでしょうね。ですから、しなかったというのは、制度設計上しなくてはいけないことをしていないのだったら、しなかったと書かなくてはいけないし、制度設計上していることを粛々と、粛々というのなんなのですけれども、やるべきことをやっていることはしっかりとやっているということですよ。その文脈の中でもっと何かというところが見えてくるかどうかというところが、報告書を読んだ人間が考えることができると、そのような情報を載せる必要があるということですよ。

(桐田委員長)

ありがとうございます。

いろいろと今後の報告書の文章表現に当たって重要なポイントを示唆していただいておりますけれども、そのほか何かこれはという部分があれば、さらにご指摘をお願いしたいと思います。

(小原委員)

完了確認の関係に関して言えば、基本的には町の委託事業ですので、町が領収書であるとか、そういうものをきちっと精査する責任がある、これはそのとおりなのです。そして、町がそういう精査をしてちゃんと確認をしましたという書類が、実績報告書が県に上がってくる。そうすると、それに基づいて、形式的な審査になると思いますけれども、それで済むのが一般的だと思います。ただ、今回の事案について言えば、おかしいぞという部分が23年度はかなり早い時点で、ちょっと変だなとか、会計に関してずさんだなというようなことに関しては、県の職員も町の職員も共通認識を持っていたと理解していますので、そういう視点で特別な、この受託者で本当に大丈夫なのだろうかというような視点で、通常の検査より、より濃密な実質審査みたいな完了検査体制をとるべきだったのだろうなというふうに思います。やはり税金を活用して事業をやっている以上、そういう不良な受託者に誤って公金を支出してしまうような事態にならない、その事前で食いとめるための町と県でのもう少し濃密な連携というもので防げるチ

チャンスはあったのではないかという、やっぱりそこら辺だと思います。だから、通常こういうものが起こり得る可能性というのは非常に低いのだと思います。こういう不良な受託者が災害の混乱したところに入って来たという特異な事例だったというふうに私は思います。だから、こういうことが今後の反省として常日ごろ起こることよりも、何か不安材料が出てきたときには、そこで原則に立ち戻ってきちっと精査をした上で先に進んでいくという、そこら辺の慎重な対応をしていくべきだということだと思っております。今後もこういうことが頻繁に起こり得るというものではないと思います。当然のごとく、今回の事案でもおかしいぞという、そういうところはかなり早い時点で気づいていましたので、そのときにどういう対応をとるかという、そこら辺が重要なポイントではないかと思っております。

(桐田委員長)

今の小原委員の提案、提案というか、意見の内容は、今回の県の対応が適正だったかという部分の要諦というか、一番のポイントとして、この検証委員会でも議論の中心ではなかったのかと思います。小原委員自身がお話しになったように、そんなに頻繁にあることではなかったもので、県と町と受託者が会計、帳票の整理をしなければならないねとか、それをそれぞれがちゃんとやるのだろうなど、注意したからそれでよしとしたというような議論もあったわけですがけれども、そこにおいて一步踏み込んだらというような論調の意見がたくさん出てきていたのだと思います。

(小原委員)

全ての事案でこういう実態まで踏み込んだ検査をしていったら、先ほど西出委員もおっしゃったように事業は進まない、ますます遅れていくわけですから、やはりスピード感を持って復興事業を進めていくという中ではやり過ぎは良くないわけです。だから、立場、立場できちっと確認することをして、何らかの確認作業の中で変だなというようなものが出てくるわけですから、そのときに、原則に立ち戻ってきちっと精査をすることで今回みたいな事案は十分今後も防いでいけるのだろうというふうに私は思います。

(桐田委員長)

岩渕委員、どうぞ。

(岩渕委員)

さっきの私の発言の部分も含めてですがけれども、この制度に対して、23年度の完了確認とかが県の対応が不足していたというよりは、対応するための限界みたいなのが、県の対応の限界みたいなものもあると思うのです。一つ一つの事業を、これ領収書と全部100%実績ですと、全て突合して、さっきおっしゃったような宿泊人数が違っていたというようなところまで、短期間の中で全て、この事業だけに限らずいっぱいあるわけで

すから、それをどこまで、やればやるほどいろんな問題は見つけられるかもしれませんが、対応の限界というのがあるのかなと。限界なのか、それともやるべきことをやっていたのなかったのかというような話よりは、限界なのかなという気が私はしています、この23年度の完了確認のところについては、表現的には。

含めて、緊急雇用創出事業の制度自体が、今後の執行のあり方をイメージしたのですが、これもこの事業の場合には、ずっとお話があったように、ある程度概算の事業計画でやってスタートしていくと。それに対して、これ県ではないのですが、実施主体の山田町は前払いという制度があって前払いするわけです。粗い計画で前払いしているのかどうか分かりませんが、前払いする。もらったお金をいろんなことに、補助対象外に使って、最後足りなくなりましたと。一般的には、何そんなことやっているのだろうという、前払いしなければいいではないかみたいな話あると思います。ただ一方で、人件費とかですから、ある程度お金は必要だと思います。では、前払いというのを少し、制度というのを考えたらいいではないかという話があると思うのですが、これも県が前払いしているわけではありませんので、山田町が前払いしているので、ちょっとその辺も、前払いという制度をどう運用する、運用の問題になるかもしれませんが、いろんな対応策考えても限界が出てくると思うのです、そういう県の対応としての。小原委員もおっしゃいました、完了確認というのは本来町がやるものですから、県の対応の限界というのが今回あるのかなという気がしています。そういう表現が出てもしかるべきかな。あとは、制度的にそういう概算でスタートしていますので、制度面での対応の限界みたいなものもあるのかなという気がしていました。

(小原委員)

今岩渕委員のほうから前払いの話が出ましたので、前払いについては地方自治法の施行令の中でできるような規定もありますし、あとは地方自治法施行令の中で認められている前払い以外の項目についても、地方公共団体の規則で定めればできるような規定になっています。ですから、前払いそのものは否定されるべきものではないし、特に人件費比率が高いような事業について、あとはNPO団体であるとか、余り財政的な基盤を持っていないところが事業をやっていく場合には、前払いが必要な場面というのはちょくちょく出てくるわけですから、前払い制度の活用そのものは間違っていないと思います。ただ、今回みたいな不良な受託者が出てきた場合に、100%前払いをしたことによって損害をこうむるという事態もあるわけですから、前払いをするに当たっては相手側の事業の進捗管理というものは発注者側としてきちっと進行管理をしていかなければならないということで、そこら辺をうまくやっっていかなければ問題が出てくるということ。ただ、善良な受託者もたくさんいるわけですから、そういう人に対する前払い金制度というのは必要なものですので、制度としては守っていかなければならないというふうに思います。

(桐田委員長)

どうぞ、寺本委員。

(寺本副委員長)

今いろいろお話出ている中で、若干事実としての認識を確認したいのですけれども、進捗管理のところに関係することだと思うのですけれども、余り書いていないからということだからかもしれませんが、県はずさんだという認識は持っていましたけれども、当該この法人が悪いという認識は持っていないのです、ずっと。したがって、そういう仕組みを特殊な目で見えていくというのは、確かに多額なものだし、事業規模が大きだし、会計ずさんだというものはあるけれども、それ以上に、こいつ悪者だという認識は特になくて、やっていることはいいことですが、あと会計がちゃんとすれば、あとはばっちりですみたいな担当者の認識がずっと続いてきているということですから、そういう事態が起きているということ。それを前提でやらないと、もともと悪いと書いていたからもっと指導すべきだったとなると論点がずれるかもしれない。この中に言っていることと違うことを言おうとしていることを書けと言っているわけではないですけれども、そういう点は、2の進捗管理のところ、そこに気づいていなかったという議論はあると思うので、そういうほうが正しく、現実なのだろうなというふうに思っています。反省を踏まえて言うならば、そういうことだろうなというふうに思っています。

(小原委員)

やろうとしていることはいいことだ、それは例えば御蔵の湯なんか、御蔵の湯は計画そのものが悪いものではないですよ、被災者を大きなお風呂にゆったりと入れてあげたい。ただ、短期間、仮設のものとして、あれだけの費用対効果を考えた場合に金をつぎ込んでいいのかという、いわゆる国民の側というか、町民の側と言ったらいいのですか、から見て常識的なものなのかどうかといったときに、やはり過剰な設備ではないかというような見方もあるわけですから、やはりそこら辺については悪者ではないからいいということではなくて、やろうとしていることはいいけれども、やっていることが果たして適切な事業執行、事業の目的にかなうものなのかどうかという目を見た場合どうなのかという、そこら辺がポイントではないでしょうか。

(寺本副委員長)

事実についてお話をされていて、県は法人が悪いと書いていなかったという事実です。そのこと自体に対しての批判はあると思うのですけれども、そういう前提で話ししていかないと思います。例えば気づかなかった、気付けたのではないかという議論、当然あると思うのです。悪いこととしていたということも何で気づかなかったというのは当然あると思うのです。けれども、その時点で悪いと書いていたかと言われれば、悪いと書いていなかった。事実はですね。2の進捗管理のところについて書いていくならそういう記述になるのだろうと思います、事実を言えば。

(桐田委員長)

田口委員、お願いします。

(田口委員)

良い、悪いは少し価値判断が入るので、事業として適切かどうかだったかというのが一番大事だと思います。ですから、悪いの気づかなかったから県の責任があるということではなくて、その事業が適切に行われたかどうかという、指導、審査がどうだったかという立場で検討したほうが良いと思います。つまりNPO法人の代表者がどうこうというよりも、NPO法人の事業として適切な事業だったかどうかというのを県としてどう指導、改善をしていったか、できたのか、できなかったのかという検証のほうが大事ではないかと思っています。

(桐田委員長)

寺本委員。

(寺本副委員長)

おっしゃることはよくわかるのですが、当時の県の認識がどこに影響出てくるかというと、例えば5のところ、県と町はそれぞれが有する情報を共有しながら疑念や不安について相談して、それぞれの責任と役割を整理して取り組む必要があるといったときに、町や県はどのような認識を持っていたというのが前提になります。そういう意味です。

(桐田委員長)

今の田口委員さんと寺本委員さんとの話しぶりで思うのは、その事業が適正だったかどうかということ、県も町も補助事業者として適正な事業を執行する責任があるのだろうなという、一般的な責務があるのだろうと思います。今最後に寺本委員さんが町と県との情報共有という話をしました。情報共有の考え方は、事業として適切なのかどうかというふうに日々考えながら何かの兆候をキャッチすることなのだろうなと思ったところです。事業をやっている途中経過を誰がどう進捗管理していくかという、そういった制度の問題とか運用の問題が抽出されてきておりますけれども、4-2で示したようなそれぞれの役割をしっかりと果たすためにどう責務を果たしていくかというときに、これまでも田口委員さんがおっしゃられた縦割りということではなく、情報を共有しながらという、そういったキーワードが重要な部分なのだろうなと気づかされるようなやりとりがあったような気はします。

あと、残り30分を切ったので、今後の報告書をまとめるに当たって、先ほど申し上げました11ページの総括という部分が委員会における総意というか、まとめというような意味合いだと申し上げて、田口委員さんからはご自分の発言はなじまないから削ってくれというご意見もありました。逆にこういった総括という性格づけのページに書き込んでおくべき内容とかが委員さん方に思い至る分があればご意見を頂戴しておきたいと

思います。

先ほど仕組みについて具体的な記述が必要だというご意見があったかと思いますが、報告書の中に仮ということでもないのでしょうけれども、こういったことを仕組みとして確立していく必要があるのだという際に、事務局側としては先ほど福島県の場合とかという事例の紹介ありましたけれども、現時点でこのようなことは検討していきたいというような腹案があれば、ちょっとご紹介してもらいたいのですが。繰り返しでも構いません。福島県の実例を導入したいというのであれば、そういった方向性ということでも結構なので。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

中間段階については、事業費の規模と、あとは人件費割合の低いものが一つ参考になるかと思しますので。完了確認については、事業計画と実績のずれの大きいもの、要件は満たしているけれども、実績と計画とのずれが大きいものですね、それは追加したほうがいいのだろうと思っています。そういったものについては、その理由であるとか、掘り下げた検査を行うという形で、具体的に何を見るということではないのですけれども。

(桐田委員長)

今の仮にというか、こういうことも考えられるという意味合いでの事務局の話がありましたが、委員の皆さんで、例えばこういったことも仕組みとして考えられるというような、アイデアレベルでも構いませんけれども、何か思いつくことがあれば、参考意見として頂戴しておきますが、いかがでしょうか。

田口委員、お願いします。

(田口委員)

仕組みをつくるときに、例えば額の大きさとか雇用創出の人数で切ってしまいますと、では例えば2億円という基準にして、それ以下のものはもう県の審査対象ではないのだというふうな認識がされますので、むしろそこは額とか人数という、大規模化ということだけをチェックするのではなくて、不適切な運営、管理がされているということを確認した時点でそれぞれの県、町、NPO法人の役割を明確にしながら改善をしていくという方向にしないと、また形式的なもので終わってしまうような気がします。先ほど事務局から説明のあった方向でいいとは思いますが、そのときに何億円以上がこの対象です、100人以上はこの対象ですだと、では小分けしてしまえばいいということになってしまいます。そこは十分、認識されていると思いますので、よろしくお願いします。

(桐田委員長)

仕組みにつきましても、制度の制約もあるのかもしれないので、ちょっと事務局で検討しながら委員さん方に確認しながら……

(岩渕委員)

額の話とかおっしゃるとおりだと思いますのですが、今回の事案とか見て1つ申し上げたいのは、事業計画、当初の事業計画が23年度中に最終的に物すごい、何十倍ですか、膨れ上がる。最初1,500万円のスタートですから、事業計画。リースだけだから……。最初低い額だったのが億単位になっているという、そういう当初計画が年度途中で膨らむケースとかというの、それって結局最初の事業計画が甘いということだと思います。概算にしても甘い。結果的に物すごいでかくなっていくというような事例とかは、やっぱり抽出の対象になるのかなという、ここに書いている、途中で事業計画が大きく変更したものとかは、最初から事業費の額で見るとよりは、そういう計画段階でどんどん変わっていくような、年度途中で変わっていくようなものはピックアップする必要があるのかなとは思っていました。そういう注意は必要なのだろうなということを考えています。

(桐田委員長)

そのほか委員の皆さんでお気づきの点とかありますか。

西出委員さん、済みませんが、何回も指名して。何か。

(西出委員)

先ほど申し上げたように、余り過剰な、過剰かどうかはともかくとしても、調査、調査ということをするのはいかがなものかなと思うわけなのですが、やはり限界という言葉が非常に、さっきの岩渕委員さんの言葉としてしっくり来たところあるのですけれども、要は例えば1,000万円の事業に500万円の評価費用をかけるようなナンセンスな話というのはやるべきではないというようなごとく、やっぱり限られたマンパワーの中でどうできるかということを考えることが大事だなと思うと、この緊急雇用でも数どのぐらいありましたっけ、岩手県として抱えている中でも。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

県全体で。

(西出委員)

ええ、県全体で。

(高橋雇用対策・労働室特命参事)

700件ぐらい。

(西出委員)

700ぐらいですか。だから、700の事業に対して厳しい調査をやっていくというのは、かなり非現実的ですよ。だからが故に地方自治体という市町村が1枚、1枚といいます

か、一緒にやっているというところで、ある意味では調査の管理コストをお互いに配分しているということが考えられるのです。したがって、そうなると、県があるべき、県が調査を厳しくする一方で、市町村として今後どうあるべきか、というのを県として一緒になって考えていくようなことが大事なのかなという。やはり市町村がまずはしっかりと、この制度設計のスキームでは、緊急雇用のスキームにおいては、やはり市町村がしっかりと管理をしていくことが一番の未然の防止策だと思うのです。だから、まずここでしっかりとしていくことに対して県が何が貢献できる、もしくは県が何をしなければならぬかという視点が1つある必要があるのかなと。くどいようですけども、やはり700もあったらそれを見ていくというのは限界があるというのは当たり前ですし、そこで枠を、金額なり人の数で枠をはめるというのもあるとは思いますが、それと同時にやはり、またくどいようですけども、市町村がどうしたらこのようなことが起きないようにうまく調査、管理を徹底できるかというところにおいて、県が何をすべきだということも視点としてほしい気がします。

以上です。

(桐田委員長)

ありがとうございました。

前回、前々回頃から、役割、権限、責任、責務というキーワードがありましたが、そのような制度の中で誰がどのようにすべきかというのをしっかりと整理するべきだというふうに今日の委員の皆様方のご意見を受けとめたところであります。

それでは、残り時間も10分少々になりましたので、最後にと言えば変ですけども、いろいろご意見を伺ったことをもとに文章化してまいりますので、その粗い文章表現などについては、委員の皆様に見ていただきながら、個々にご意見を伺いつつ、報告書の素案というか、報告書のたたき台のようなものを整理してまいりたいと思います。そういうことを今後進めていくということで、きょう以降作業を進めたいと思います。

それでは、そろそろ協議は終了したいと思います。皆さんのほうから改めて何か気づいた点があればお伺いしますけれども。

五月女委員さん、どうぞ。

(五月女委員)

報告書をまとめる際には、今回骨子を出していただいたような、委員会において確認した事実というのはしっかりとまとめるような形にはなるのですか。

(桐田委員長)

そうですね、先ほど背景とか根拠とかも資料なり、あるいは文章とすべきだということがあるので、結論だけ書いても読んだ方々はわからないというのは西出委員さんからずっと言われていたこともありますので、それがどういうふうに、全く何も知らない方でもページをめくっていけば検証のプロセスと結果がうまく論理的につながっている

というふうに読んでいただけるようなことにしなければならないと認識しています。

(五月女委員)

今回の委員会の目的が、県の手続きなどが適正であったかどうかをチェックするのが第一の目的だとすると、確認した事実というのがかなり重要になってくると思うのですが、そのときに、例えば7ページで、完了確認の○の2つ目などを見ても、「支出に関する書類間の整合性確認や支払い相手に対する調査まではしていない」としか書いていないのですが、なぜしないのかとか、なぜできなかったのかというところまで説明を聞いた上で各委員さん、それだったら仕方ないかと判断したところもあると思ひまして、そこまでしっかり記述していただいたほうがいいのかと思いますので、よろしくをお願いします。

(桐田委員長)

今回はいろんな途中経過抜きにして委員会として整理されつつある表現だけにしましたので、五月女委員さんのご指摘は良く理解しているつもりです。先ほど言ったように、報告書では一体これはなぜこういう文章になったのかとか、こういうふうになったのかというのはわかるように工夫していきたいと思ひます。

そのほか、何かご指摘ございませんでしょうか。

それでは、次第の協議については、最初の骨子については以上で終了したいと思ひます。

次の(2)のその他は委員会としては用意しておりませんが、皆さん方のほうで何かありますでしょうか。

ないようであれば、事務局から今後の日程などについて説明をお願いします。

3 その他

(千葉商工企画室管理課長)

委員の皆様、協議をありがとうございました。

次回の検証委員会の日程などについて、でございますが、2月19日水曜日午前10時からこの場所で開催したいと思ひますので、ご多用中のところ恐れ入りますけれども、ご出席をお願いしたいと思ひます。

4 閉会

(千葉商工企画室管理課長)

それでは、本日の検証委員会はこれをもって閉会といたします。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。